東京都板橋区止水板設置工事助成交付要綱

（平成 24 年 4 月 4 日区長決定）

（目的）
第１条　この要綱は、総合的な水害対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るための止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）に対して、区がその工事に要する経費の一部を助成することを目的とする。

（適用区域）
第２条　この要綱は板橋区の全域において適用するものとする。

（用語の定義）
第３条　この要綱において、「止水板」とは、建築物の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質で、取り外し又は移動が可能なものとする。ただし、仮設建築物にかかわるものは除く。
２　この要綱で「関連工事」とは、止水性を高めるために行う工事で、次のものをいう。
（１）内外壁の止水工事
（２）土間コンクリート打設工事
（３）その他区長が必要と認める工事

（助成対象者）
第４条　助成対象者は、板橋区内に存する住宅、店舗、事務所等を所有または使用している次のいずれかのものとする。
（１）申請日より１年以上前から板橋区に住民記録がなされている個人。
（２）申請日より１年以上前から板橋区に本店又は支店等の登記をしている法人。
２　前項の規定にかかわらず次に掲げるものは、助成金の交付対象としない。
（１）法令又は条例、要綱により止水板の設置を義務付けられている者
（２）浸水被害を拡大させる恐れのある半地下駐車場など周辺地盤面より掘削し土地利用を行う箇所を有する住宅等所有者。ただし、本要綱の制定以前に建設したものは除く。
（３）止水板設置工事について、国、東京都又は板橋区からこの制度以外の助成を受ける者
（４）国、地方公共団体その他これに準ずる団体
（５）売買を目的として所有している建築物等に止水板設置工事を行う者
（６）住民税、法人税等を滞納している者

（助成金の交付額）
第５条 助成金の交付額は、予算の範囲内において止水板設置工事に要した費用

の２分の１とし、一つの建物について50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。
２　助成金の交付は、一つの建築物につき１回を限度とする。

（交付申請）
第６条　この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに止水板設置工事費助成金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
（１）設置箇所案内図、同位置図、写真
（２）工事計画図面及び止水板仕様が明示されている図面類
（３）工事見積書の写し
（４）土地及び建物の登記事項証明書
（５）申請者が使用者の場合は、土地及び建物所有者の止水板設置工事承諾書（別記第２号様式）
（６）個人にあっては住民票の写し、法人にあっては現在事項証明書
（７）納税に関する書類
　　ア　個人にあっては、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類
　　イ　法人にあっては、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類
（８）その他区長が必要と認める書類
２　代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状（別記第３号様式）を添付しなければならない。

（交付決定）
第７条　区長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、止水板設置工事費助成金交付決定通知書（別記第４号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは止水板設置工事費助成金不交付決定通知書（別記第５号様式）により、速やかに申請者に通知する。
２　区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（工事完了届）
第８条　前条第１項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された工事（以下、「工事」という。）が完了したときは止水板設置工事完了届（別記第６号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
（１）しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
（２）工事写真
（３）工事費の領収書の写し
（４）その他区長が必要と認めた書類

（助成金の額の確定及び通知）
第９条　区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、止水板設置工事助成金確定通知書（別記第７号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知する。

（助成金の交付）
第１０条　前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、止水板設置工事助成金請求書（別記第８号様式）により区長に助成金の交付を請求することができる。
２　区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付する。

（被助成者の維持管理義務）
第１１条　被助成者は、当該申請に係る工事の完了後、当該止水板を良好に維持管理しなければならない。

（助成金の返還等）
第１２条　区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。
（１）虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
（２）助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
（３）前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

（違約加算金及び延滞金）
第１３条　前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
２　助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（委任）
第１４条　この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和４２年３月３１日東京都板橋区規則第３号）の定めるところによるものとし、その他必要な事項は土木部長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

２　平成２４年７月８日までの間におけるこの要綱第４条第１項第１号の適用については、同号中「住民記録」とあるのは「住民記録又は外国人登録」とする。

３　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

４　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。